(趣旨)

- 第1条 この要綱は、障がい者に対し、就労体験を実習(以下「実習」という。)する機会を提供することにより、障がい者の就労意欲を高めるととともに、自立した日常生活及び社会参加への支援等を図るとともに、併せて市職員の障がい者に対する理解を深めることを目的とする。(対象者)
- 第2条 この要綱の対象となる障がい者は、次の各号のいずれかに掲げる障害者(身体、知的、精神その他の障害を有する者で、障害児を含む。)で、自ら実習を希望し、かつ、自力で身の回りの世話及び通勤が可能な者とする。
  - (1) 市内に在住し、市が相談支援業務等を委託する事業所に利用登録している者
  - (2) 市内に在住し、市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所又はこれに類する事業所 に利用登録している者
  - (3) 福島県立の特別支援学校に通学する者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者 (業務の内容)
- 第3条 市が、就労体験実習を受ける者(以下「実習生」という。)に提供する業務は、市が管理する施設等において市長、教育長又は教育委員会の権限に属する業務(教育長及び教育委員会にあっては市長から委任を受けた事務を含む。)で、障がい者の能力及び適性に応じ、市長が適当と認める業務(以下単に「業務」という。)とする。

(実習生の定員及び業務の範囲)

第4条 実習生の定員及び実習生が行う業務の範囲は、市の業務の内容及び種類並びに障害者の 特性等に応じ、市長が別に定める。

(グループの編成)

第5条 市長は、実習生の数及び業務の内容、種類等を勘案し、複数の作業グループ (以下「グループ」という。)を編成するものとする。

(実習期間等)

- 第6条 各グループの1回の実習の期間は、2週間以内とする。
- 2 各グループの1日の実習時間は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号) 第1条第1項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で、実習の可能な時間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が希望する場合その他業務の遂行上やむを得ないと認める場合は、実習に時間外に業務を遂行することができる。

(実施場所等)

第7条 業務に従事する日における業務に従事する場所及び内容は、原則として市長が選定する ものとする。

(待遇及び服務義務等)

第8条 実習生及び実習生が登録する就労移行支援事業所、就労継続支援事業所その他実習生の 就労を支援する者(以下「実習支援者等」という。)は、次に掲げる服務義務を有するものとす る。

- (1) 実習中に知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。実習を終えた後も同様する。
- (2) 実習の開始時刻までに実習場所として指定された場所に到着すること。
- (3) 病気、疾病等の理由により実習を休むときは、速やかに市の実習を担当する職員(第5号において「実習担当者」という。)に連絡すること。
- (4) 服装は、華美でなく品位を損なわないものとし、業務中は、名札を着用すること。
- (5) その他、実習担当者及び実習支援者等の指導、指示に従うこと。

(賠償責任及び事故補償)

第9条 実習者及び実習支援者等が、業務中に故意又は過失により他人に損害を与えた場合は、 実習者及び実習支援者等が別に加入する保険によって弁償するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成24年12月12日から施行する。